

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険の資格管理及び保険給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

令和6年7月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理及び保険給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき国民健康保険資格の管理事務、保険給付の支給事務を行っている。特定個人情報ファイルを利用している事務は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る申請等の受理、審査 ・被保険者に係る被保険者証、被保険者資格証明書、高齢者受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証に関する事務 ・被保険者に係る保険給付の支給事務 <p>※公金受取口座利用希望の場合は、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者情報及び高額該当の引継ぎ情報を国保情報集約システムへの連携事務 <p>また、番号法の別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について連携処理を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム、給付管理システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保資格情報ファイル 2. 国保給付情報ファイル 3. 国保賦課情報ファイル 4. 国保特別徴収情報ファイル 5. 国保収納情報ファイル 6. 国保滞納情報ファイル 7. 国保宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2 ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,5,8,12の3,15,19,20,22の2,24の2,25,31の2,31の2の2,33,43,44,44の2,46,49,53,59の3 の各条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42,43,121の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25,25の2 の各条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 ・住民基本台帳法第30条の9 別表第1 項番73の2(資格履歴管理事務におけるJ-LIS照会による本人確認)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部国民健康保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富津市総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富津市市民部国民健康保険課国保資格給付係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1271

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月29日	I.1.③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	システム変更のため
平成29年6月29日	I.5.②所属長	課長 渡邊 房男	課長 尾形 卓信	事後	人事異動のため
平成30年6月29日	I.5.②所属長	課長 尾形 卓信	課長	事後	
令和1年5月17日	IVリスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正
令和2年5月28日	I.1.①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務	国民健康保険の資格管理及び保険給付に関する事務	事後	内容を見直したため
令和2年5月28日	I.1.②事務の概要	国民健康保険法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付している。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。	事務の概要の追加	事後	内容を見直したため
令和2年5月28日	I.1.③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム 年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険システム、給付管理システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバ、医療保険者等向け中間サーバ、国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	内容を見直したため
令和2年5月28日	I.3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	内容を見直したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月28日	I.4.②法令上の根拠	第19条第7号 別表第二(1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項)	根拠法令の追加	事後	内容を見直したため
令和2年5月28日	II.1対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和2年5月28日	II.2取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和3年9月1日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事前	番号法改正に伴う修正
令和4年6月23日	I.7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1271	富津市総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1271	事後	組織体制の変更のため
令和4年6月23日	I.8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	富津市健康福祉部国民健康保険課国民健康保険係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1271	富津市健康福祉部国民健康保険課国保資格給付係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1271	事後	組織名称の変更のため
令和5年1月12日	I.1.②事務の概要	追加記載	公金受取口座利用希望の場合は、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。	事前	令和5年1月より公金口座対応を開始するため
令和5年1月12日	I.1.③システムの名称	追加記載	団体内統合宛名システム	事前	令和5年1月より公金口座対応を開始するため
令和5年1月12日	I.3.法令上の根拠	追加記載	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号	事前	令和5年1月より公金口座対応を開始するため
令和5年1月12日	I.4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42,43の項)	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42,43,121の項)	事前	令和5年1月より公金口座対応を開始するため
令和5年6月29日	I.5①評価実施機関における担当部署	健康福祉部健康福祉部国民健康保険課	市民部国民健康保険課	事後	組織体制の変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月29日	I.7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富津市総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話0439-80-1271	富津市総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話0439-80-1209	事後	組織体制の変更のため
令和5年6月29日	I.8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	富津市健康福祉部国民健康保険課国保資格給付係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話0439-80-1271	富津市市民部国民健康保険課国保資格給付係 千葉県富津市下飯野2443番地 電話0439-80-1271	事後	組織体制の変更のため
令和5年6月29日	II.1対象人数	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和5年6月29日	II.2取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和6年7月5日	II.1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	被保険者数の変動のため
令和6年7月5日	II.1対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和6年7月5日	II.2取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	内容を見直したため
令和6年7月5日	I.4.②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1,2,3,4,5,9,17,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項)</p> <p>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,5,8,12の3,19,20,22の2,24の2,25,31の2,33,43,44,46,53,59の3 の各条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42,43,121の項)</p> <p>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25,25の2 の各条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1,2,3,4,5,9,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,80,87,88,93,97,106,109,120の項)</p> <p>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,5,8,12の3,15,19,20,22の2,24の2,25,31の2,31の2の2,33,43,44,44の2,46,49,53,59の3 の各条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 別表第2</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42,43,121の項)</p> <p>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25,25の2 の各条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <p>・番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</p> <p>・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>・住民基本台帳法第30条の9 別表第1 項番73の2(資格履歴管理事務におけるJ-LIS照会による本人確認)</p>	事後	内容の見直し及びオンラインによる資格データの突合を行うため